

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の抱き  
合わせ販売に係る要請について

令和2年2月27日  
公正取引委員会

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の衛生用品の供給不足を背景に、マスク等の衛生用品の販売を行う一部の販売事業者がマスクに他の商品を抱き合わせて販売していたとの報道がありました。

公正取引委員会は、当該事業者が所属する関係業界団体に対して、商品の供給が不足しており、当該商品に代わる商品が存在しない状況の下で行われる抱き合わせ販売は、独占禁止法が禁止する不公正な取引方法（抱き合わせ販売等）につながるおそれがあることから、今後、同様の行為を行わないよう会員企業へ周知することを要請しました。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課
	電話 03-3581-3371（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>